

広島県告示第九百六十三号

広島法務局長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和八年九月二十八日

広島県知事 横 田 美 香

一 作業種類

公共測量（基準点測量）

二 作業期間

令和八年九月四日から令和九年二月二十六日まで

三 作業地域

広島市安佐南区大町東一丁目、大町東二丁目及び大町東三丁目の一部